VALTES HOLDINGS CO.,LTD.

最終更新日:2025年6月27日 パルテスHD

代表取締役会長兼社長 田中 真史 問合せ先:総務部(06-6534-6561) 証券コード:4442

https://www.valtes-hd.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1.基本的な考え方

当社は、事業を通じて品質向上のトータルサポート企業として社会に貢献し、継続的な企業価値の向上を実現していくためには、株主の皆様はもとより株主以外のステークホルダーとの適切な協働とともにコーポレート・ガバナンス体制の充実を図ることが重要な課題と認識しております。このため、当社はガバナンス体制の強化・充実を図り、適切な業務執行や法令遵守を徹底するとともに、株主に対する受託者責任・説明責任を果たすことが取締役会等の責務であると捉え、株主の権利・平等性の確保を意識した適切な情報開示や株主との対話を行うことで、健全で高い透明性を確保した、社会から信頼される企業になるよう努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は基本原則をすべて実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

2.資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
田中 真史	9,571,000	47.27
バルテス·ホールディングス社員持株会	1,347,000	6.65
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	961,000	4.74
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	532,000	2.62
大薗 雅嗣	365,000	1.80
角田 誠	229,000	1.13
中山 慶一郎	191,000	0.94
住友生命保険相互会社 (常任代理人 株式会社日本カストディ銀行)	180,000	0.88
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	177,000	0.87
北口 慶	160,000	0.79

支配株主	(報会社	- 左 全	の有無
\times 10^{1} M \perp	\ \ \text{T.T. \text{Z.S. } \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	ᅩᄜᅑᄾ) U) H ##

親会社の有無

なし

3.企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 グロース
決算期	3月
業種	情報·通信業
直前事業年度末における(連結)従業員 数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

- 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針
- 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 該当事項ございません

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1.機関構成・組織運営等に係る事項

且織形態	監査等委員会設置会社
Thi-M/1/ 10%	me 3 X X X M E X F

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5名
社外取締役のうち独立役員に指定され ている人数	5名

会社との関係(1)

氏名	属性		会社との関係()										
以 自			b	С	d	е	f	g	h	i	j	k	
赤井 祐紀	他の会社の出身者												
高野 誠司	他の会社の出身者												
安中 利彦	他の会社の出身者												
舟串 信寛	弁護士												

吉川 和美	公認会計士						

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d. e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等 独 委員 役	選任の理由
赤井 祐紀		グローバルにおける営業及びマーケティングの 実績・見解に加え、IT分野における高度な知見 を有しております。また、経営管理等に関する 高い能力と専門性をもって当社の企業価値向 上に寄与することを期待できるため、当社の取 締役として適任であると判断し、社外取締役に 選任しております。また、東京証券取引所の定 める独立役員要件を満たしており、一般株主と 利益相反が生じる恐れがないと判断したため、 独立役員に指定しております。
高野 誠司		これまでインターネット特許サービスの立ち上げに携わり、知的財産に関す経験が豊富で、企業経営者としても幅広い経験、知識等を有しております。今後当社が注力していく知的財産の分野において力を発揮いただくこと、当社グループの持続的な企業価値向上に寄与することを期待できるため、社外取締役に選任しております。また、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断したため、独立役員に指定しております。
安中 利彦		事業投資や人事、営業を担当され、会社経営の経験も有しております。また、法務を中心にCSR及びコンプライアンスの実務経験を積まれ、当社のコンプライアンス強化の観点からも助言や提言が期待でき、職務を適正に遂行頂けるものと判断し、社外取締役に選任しております。また、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断したため、独立役員に指定しております。
舟串 信寛		弁護士としての会社法をはじめとした企業法務全般に精通しており、コンプライアンスに関する専門的な知識、豊富な経験と高い見識を有しており、その知識と経験に基づき、当社監査体制の一層の強化を図るための有用な助言や提言が期待できるものと判断し社外取締役に選任しております。また、株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
吉川 和美		公認会計士として財務及び会計に関する専門 知識と豊富な実務経験に基づき、財務の健全 性や正確性の観点から助言や提言が期待で き、社外監査役としての職務を適正に遂行出 来るものと判断し社外取締役に選任しておりま す。また、株式会社東京証券取引所が定める 独立性の要件を満たしており、一般株主と利益 相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員 として指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	0	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締 役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務全般を補助し監査の円滑な遂行を支援するため、監査等委員会室を設け使用人を配置しております。 監査等委員会室の使用人は、監査等委員会の職務を補助するに際して、もっぱら監査等委員会の指揮命令に従うものとしております。 監査等委員会室の使用人の異動、評価等は、監査等委員会の意見を尊重して行うものとし、取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性を確保するものとします。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査については、内部監査室を設置し、内部監査規程及び年度監査実施計画に基づき、経営の効率性やコンプライアンス状況等の監査を実施し、監査結果を代表取締役に報告・通知すると共に、必要に応じ是正処置の実行を求め、適宜、調査・確認を行っております。なお、監査等委員会と内部監査室は、定期的に会合を持ち監査結果の報告、情報・意見交換等を行い、連携して効率的監査に努めております。 監査等委員会、内部監査室及び会計監査人の間では、それぞれが行う監査の計画、進捗及び結果を報告・説明する等、相互の情報及び意見の交換を行っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

5名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員をすべて独立役員に指定しております

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

業績向上に対するインセンティブを高めるとともに、当社の中長期的な企業価値向上を目的として、ストックオプションを付与しております。 また、取締役(社外取締役及び監査等委員を除く)に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様 との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

業績向上に対するインセンティブを高めるとともに、当社の中長期的な企業価値向上を目的として、当社への貢献状況・職務の執行状況等を総合的に勘案し、ストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬総額が1億円以上である者が存在しないため、個別開示はしておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役のサポートは総務部が行っており、必要に応じて資料の提供や事前説明を行なっております。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(取締役会)

取締役会は、5名の社外取締役(うち3名の監査等委員)を含む7名の取締役で構成されております。

取締役会は、毎月1回定時の開催に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、法令、定款及び「取締役会規程」に基づき、重要な業務上の意思決定を合理的かつ効率的に行うとともに、取締役の職務執行を監督しております。

(監査等委員会)

当社の監査等委員会は、非常勤監査等委員3名(すべて社外取締役)で構成されております。

監査等委員会は、会社の健全な発展と社会的信頼の向上を図るため、公正で客観的な監査を行うことを目的に、毎月1回の定時の開催に加え、必要に応じて臨時監査等委員会を開催します。

監査等委員会では、法令、定款及び監査等委員会規程に基づき重要事項の決議及び業務の進捗報告等を実施します。

監査等委員は、内部統制システムを活用した監査・監督を実施し、取締役の職務執行について適宜意見を述べます。

また、必要な情報の収集や調査については内部監査室と連携し、内部監査室は収集した情報や調査の結果を監査等委員会に報告し、監査の実効性を確保します。

(経営会議)

経営会議は、業務執行における意思決定及び取締役会での意思決定を効率的に進めるため、取締役会の決議事項の事前審議をする機関としております。

また、経営方針に沿った業務報告とこれらに関する重要な情報の収集、部門間の情報共有、さらには事業計画、事業全体に係る方針や各部門に おいて抱える課題で組織横断的に検討するべき事項を協議する機関とし、原則月1回開催しております。

経営会議メンバーは、代表取締役、業務執行取締役及び執行役員並びに代表取締役が指名する者をもって構成され、必要に応じて担当者を出

席させ、意見等を述べる会議運営としております。

(監査等委員会室)

監査等委員会は常勤の監査等委員を選定していないため、監査等委員会の職務を補助すべきものとして、監査等委員会室を設け、使用人を配 置しております。

また、監査等委員会室の使用人の異動、評価等は、監査等委員会の意見を尊重して行うものとし、取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性を確保するものとしております。

(内部監査室)

当社は、代表取締役直轄の内部監査室を設けております。事業年度の監査計画立案、計画に基づいた社内各部門の業務執行状況の確認、法 令・定款、社内規程に対する適法性や妥当性について内部監査を実施しております。

内部監査の結果につきましては、内部監査報告書を作成し、代表取締役及び監査等委員会へ報告し、指摘事項があれば、改善指示書により該 当部門への改善指示を行い、改善を図っております。

(コンプライアンス委員会)

当社は、コンプライアンスの徹底と社会的信用の向上を図ることを目的としてコンプライアンス管理規程を制定し、取締役会の直属機関としてコンプライアンス委員会を設けており、代表取締役が委員長を務めております。

コンプライアンス委員会はコンプライアンスに関する規程の制定及び改廃に関する取締役会への付議、コンプライアンスに関する規程の施行にあたり必要となるガイドライン、マニュアル等の通知等の作成、社内全体のコンプライアンスの教育の計画、管理、実施及び見直し等を行い、法令遵守の一層の徹底を図っております。

(情報セキュリティ委員会)

情報セキュリティ委員会は、情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)を適切に構築や運用の維持をするため、委員長として代表取締役、また 各部門及び子会社各部門から選出された委員、事務局長及び事務局員から構成されており、毎月開催しております。

情報セキュリティ委員会は、当社グループにおける情報セキュリティ対策及びシステムの効率的かつ適正な運用を確保するため、情報セキュリティ及びシステム運用に関する計画の策定、実行評価及び改善の提案等を適宜行っております。

また、情報セキュリティの重要性に関する様々な啓蒙活動を通じ、当社グループ全体の情報セキュリティに関する意識の向上を図っております。

(サステナビリティ委員会)

サステナビリティ委員会は、サステナビリティに係る方針や戦略・施策について、深度ある議論の実施、審議・監督およびモニタリングのため、2023年4月にサステナビリティ委員会を設置いたしました。

委員長は代表取締役とし、取締役、執行役員及び事務局員から構成されており、サステナビリティ経営の実現に向けた、経営方針や経営計画に対するサステナビリティの観点での検証を行うとともに、サステナビリティに関する目標の策定、サステナビリティ推進体制の整備、各施策の実施状況の監督等を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能の強化とコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るとともに、取締役会が業務執行の決定を広く取締役に委任することを可能とすることで経営の意思決定を迅速化し、更なる企業価値の向上を図ることを目的として、2023年6月23日開催の定時株主総会の決議に基づき、監査等委員会設置会社へ移行いたしました。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2024年6月24日開催の第20期定時株主総会においては、6月7日に定時株主総会招集通知(アクセス通知)を発送しており、株主の皆様への早期情報提供の観点から発送前の6月1日に定時株主総会招集通知全文(電子提供措置事項を含む。)を当社ウェブサイト及び東京証券取引所ホームページへ掲載しました。
集中日を回避した株主総会の設定	弊社は3月決算であるため、集中日を避けるように留意しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を実施しております。
その他	当社ホームページにて公表しております。 https://www.valtes-hd.co.jp/ir/disclosure/

2.IR に関する活動状況

ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページにて公表しております。 https://www.valtes-hd.co.jp/ir/disclosure/	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの決算説明会を定期的に開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説 明会を開催	アナリスト・機関投資家向けの決算説明会を定期的に開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにIRサイトを開設し、有価証券報告書、適時開示書類、IR ニュース等を掲載できる体制を構築しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経理財務部にて担当しております。	

3.ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立 場の尊重について規定	当社では、信頼される誠実な企業を目指し、社会に対する責任ある行動を「コンプライアンス規程」に定め、コンプライアンス体制の確立と企業倫理の実践に努めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後の検討課題として認識しております。
ステークホルダーに対する情報提供に 係る方針等の策定	当社では、株主、投資家をはじめとするすべてのステークホルダーの皆様に対して、適時・ 適切に会社の情報を開示することは上場企業としての重大な責務と認識しており、適時・ 適切に情報開示を行う方針であります。

内部統制システム等に関する事項

- 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況
 - 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
 - (1)当社は、法令等の遵守を経営の最重要課題と位置づけ、当社の役職員が、日々の行動において法令、社内規程などのルールを遵守することはもちろんのこと、法令などに抵触しない場合でも、会社が「よき企業市民」として評価されるよう、社会的良識をもって行動する旨定めます。
 - (2) 当社は代表取締役を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス体制の整備及び問題点の把握・対処に努めます。
 - (3)当社の役職員は、社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たないとともに、不当な要求にも妥協せず毅然とした態度で対処します。
 - (4)法令遵守上疑義のある行為等の内部通報に関して、「内部通報規程」に基づき、通報者に不利益を及ぼさないことを保証した内部通報制度を運用します。
 - (5)当社は代表取締役直轄の内部監査室を設置し、「内部監査規程」に基づき業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務執行の手続き及び内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施します。
 - 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1)株主総会、取締役会、その他の重要な意思決定に係る情報については、文書又は電磁的記録により適切に保存及び管理を行います。
 - (2)情報の保存期間及び保存場所等の保存及び管理に関する体制については、「文書管理規程」及び「営業秘密管理規程」等の社内規程に定め を置き、これに従います。
 - 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1)当社は、リスク管理を経営の最重要課題と位置づけ「リスク管理規程」を策定し、その中で、当社の役職員が、業務上のリスクを積極的に予見し適切に評価するとともに、リスクの回避、軽減等必要な措置を事前に講じるべきことを定めております。
 - (2)代表取締役を委員長とする「コンプライアンス委員会」は、リスク管理の全社的推進とリスク管理に必要な情報の共有化を推進します。
 - (3)「コンプライアンス委員会」は以下の重大なリスクに備えるための社内体制を整備します。

地震、洪水、事故、火災等の災害により重大な損失を被るリスク

役員・使用人の不適正な業務執行により営業活動に重大な支障を生じるリスク

基幹ITシステムが正常に機能しないことにより重大な損害を被るリスク

その他、取締役会が極めて重大と判断するリスク

- 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1)当社は定時取締役会を毎月1回開催し、また、臨時取締役会を必要に応じ随時開催します。 取締役会は、重要事項の決定を行うとともに、代表取締役の職務執行を監督します。
- (2)当社は、「職務分掌規程」及び「職務権限規程」に基づく適正な分業と権限の委譲により、効率的な職務の執行を確保します。
- 5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1)当社·子会社間等との取引については法令に従い適切に行うとともに、「関係会社管理規程」を定め、財務状況をはじめとする経営に係る重要 事項や取締役の職務の執行に係る事項について当社に定期的に報告を受け、効率的で適正な業務運営のための管理体制の整備を協議し支援 します。
- (2)子会社の損失の危機の管理に関する体制を整備するため、「コンプライアンス委員会」において子会社へのリスク管理の推進とリスク管理に必要な情報の共有化を行います。

- (3)当社内部監査責任者は、子会社の業務執行の適正性を確保するために当社子会社に対し内部監査を実施します。
- 6.監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の当社の他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項、並びに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (1)監査等委員会の職務は、監査等委員会室にその補助を委嘱する。
- (2)監査等委員会室の使用人の異動、評価等は、監査等委員会の意見を尊重して行うものとし、取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性を確保するものとする。
- (3)監査等委員会室の使用人は、監査等委員会の職務を補助するに際しては、もっぱら監査等委員会の指揮命令に従うものとする。
- 7. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制
- (1)監査等委員会は、取締役会の他、重要な意思決定が行われる会議への出席が認められています。また、内部監査室は内部監査の実施状況及び業務の状況を監査等委員会に報告するものとします。
- (2)当社及び子会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び従業員は、重大なコンプライアンス違反の他、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合、直ちに監査等委員会に報告するものとします。また、監査等委員会は必要に応じて、当社及び子会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人に対して報告を求めることができます。
- (3)内部通報制度に基づく通報又は監査等委員会に対する職務の執行状況その他に関する報告を行ったことを理由として、当社及び子会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び従業員に対し不利な取り扱いを行わないものとします。
- 8.その他の監査が実効的に行われることを確保するための体制(1)監査等委員である取締役は、取締役会に加え必要に応じて重要な会議等に 出席するほか、内部監査室、会計監査人と相互に連携を図り、監査の実効性を高める。
- (2)監査等委員である取締役の職務執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上し、監査等委員である取締役が緊急又は臨時に支出した費用については、事後会社に請求できる。
- (3)監査等委員会の監査が実効的に行われることを目的に、代表取締役と監査等委員会は、定期的に意見交換を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社はコンプライアンス遵守を実践するために、反社会的勢力対応マニュアルを制定しており、反社会的勢力への対応方法等を詳細に定め、当社及び連結子会社への周知徹底と体制の整備を進めております。社内における反社チェックに関しては、「日経テレコン21」による記事検索の活用又は外部調査機関への照会及びインターネット検索サイトを利用した風評の確認を必ず実施したうえで取引を開始するなど、管理体制を確立しております。継続取引先についても、定期的に反社チェックを行う等のチェック体制を確立しております。株主に対しては、株主名簿をもとに株主の状況を確認するとともに、属性が不明な株主については、株主名簿管理人を通じて身元確認をし、専門調査機関を利用して確認を行う予定です。役員及び従業員に対しても、定期的に反社チェックを行うよう定めております。なお、取引にあたり、原則として暴排条項を基本契約に織り込むこととしております。

その他

1. 買収への対応方針の導入の有無

買収への対応方針の導入の有無

なし

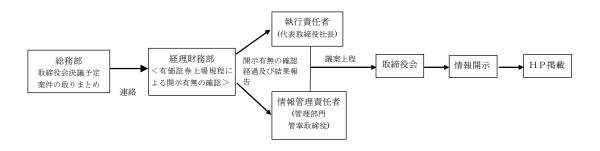
該当項目に関する補足説明

当社では現在のところ買収防衛策の導入予定はありませんが、将来は検討を要する課題となることも考えられます。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続きに関するフローの模式図を参考資料として添付しております。

株主総会 議案上程・報告 選任 選任 解任 監査報告 選任 解任 取締役会 報告 監査等委員でない取締役 会計監査人 監査等委員会 監査 連携 選定 情報セキュリティ委員会 援助 監督 報告 指示 解職 支援 提案 提案 監督 管理 所管 連携 指示 監査等委員会室 報告 サ 代表取締役 内部監査室 ス 指示 報告 テ 連携 ラ ナ 経営会議 IJ 内部 テ 業務執行取締役 ス 監査 執行役員 委員 委 会計監査・内部統制監査 員 各部門 会 会 子会社 相談 外部専門家 助言



<子会社の決定事実に関する情報>

